

再 評 価 調 書

			調 書 作 成 年 月 日		令和 8 年 7 月 21 日			
			事 業 担 当 課		河 川 課			
事 業 名		広域基幹 たじりがわ 田尻川河川改修事業		補助・交付金・単独 の別	補助	事業主体	宮 城 県	
施行地名		おおさきし みさとまち 大崎市、美里町、涌谷町 わくやちよう 【位置図後掲】			管理主体	宮 城 県		
根拠法令		河川法第 60 条第 2 項						
事業	事業目的		田尻川の河川改修は、本川の河道改修とともに上流部の化女沼ダムにより山地からの流出および下流部江合川本川の水位上昇による背水不良等を解消し、沿川の氾濫を防止するものである。また、支川である佐賀川・百々川・美女川についても、支川流域内の流出量进行处理し、田尻川本川の背水の影響を解消して、沿川の氾濫を防止するものである。					
	事業内容							
	事業着手時 (昭和 43 年度)	河川改修延長 L = 30,699m 築堤、掘削、護岸、樋門、樋管、床止工、道路橋、サイフォン、揚水機場						
	再々評価時 (平成 20 年度)	河川改修延長 L = 30,699m 築堤 909,000m3、掘削 938,000m3、護岸 400,000m2、樋門一式、樋管一式、床止工 3 基、道路橋 59 橋、サイフォン 7 基、揚水機場 4 基						
の	再々評価時 (令和 8 年度)	同上						
	【事業内容の変更状況とその要因】 ・変更なし							
概要	事業費							
		全体事業費		費用負担内訳				
			内用地費	国 [50 %]	県 [50 %]	市町村 [－ %]	その他 [－ %]	
		事業着手時 (昭和 43 年度)	230.4 億円	38.2 億円	115.2 億円	115.2 億円	－ 億円	－ 億円
		再々評価時 (平成 20 年度)	230.4 億円	38.2 億円	115.2 億円	115.2 億円	－ 億円	－ 億円
	再々評価時 (令和 8 年度)	287.4 億円	38.2 億円	143.7 億円	143.7 億円	－ 億円	－ 億円	
	※事業費増加度（重点評価実施基準 指標 4） ＝（再評価時事業費－事業着手時事業費）／事業着手時事業費 ＝（287.4 － 230.4 ）／ 230.4 ＝ 24.7％							
【事業費の変更状況とその要因】		・労務・物価上昇等に伴う増額。 ・働き方改革に掛かる諸経費率上昇等に伴う増額。						

	再評価時 (平成 10 年度)		再々評価時 (平成 20 年度)		再々評価時 (令和 8 年度)		増減 (平成 20 年度比)		変更の主な理由
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
本工事費		79.0% 182.0 億円		79.0% 182.0 億円		80.4% 231.1 億円	-	86.1% +49.1 億円	労務・物価の上昇等
築堤・掘削・ 護岸工	L= 30,699m	127.3 億円	L= 30,699m	127.3 億円	L= 30,699 m	161.5 億円	-	+34.2 億円	労務・物価の上昇等
その他	一式	54.7 億円	一式	54.7 億円	一式	69.6 億円	-	+14.9 億円	労務・物価の上昇等
測量及び試験費	一式	2.7% 6.3 億円	一式	2.7% 6.3 億円	一式	2.8% 7.9 億円	-	2.8% +1.6 億円	労務・物価の上昇等
用地費及び補償費	一式	13.3 % 30.6 億円	一式	13.3% 30.6 億円	一式	10.6% 30.6 億円	-	0% 0 億円	
その他工事費等	一式	5.0% 11.5 億円	一式	5.0 % 11.5 億円	一式	6.2% 17.8 億円	-	11.1% +6.3 億円	労務・物価の上昇等
合計	一式	100 % 230.4 億円	一式	100 % 230.4 億円	一式	100 % 287.4 億円	-	100% +57.0 億円	労務・物価の上昇等

事業の進捗状況	規則第24条第1号関係	
---------	-------------	--

事業着手時 (昭和 43 年度)		再々評価時 (平成 20 年度)		再々評価時 (令和 8 年度)	
事業採択年度	S. 43 年度	事業採択年度	S. 43 年度	事業採択年度	S. 43 年度
用地買収着手年度	S. 43 年度	用地買収着手年度	S. 43 年度	用地買収着手年度	S. 43 年度
工事着手年度	S. 43 年度	工事着手年度	S. 43 年度	工事着手年度	S. 43 年度
		計画変更実施年度	—	計画変更実施年度	—
完成予定年度	H. 40 年度	完成予定年度	H. 50 (R20) 年度	完成予定年度	H. 70 (R40) 年度

- ・ 再々評価時の完成予定年度は、今回再評価に際し見直したもの。
 ※事業停滞年数(重点評価実施基準指標 1) = 0 年 (停滞なし)
 ※事業工期延伸度(重点評価実施基準指標 3)

$$= (\text{変更後予定事業期間}) / (\text{当初予定事業期間}) = 91 / 61 = 1.49$$

令和7年度までの ※ () : 前回再評価時			
事業費	進捗率	内用地費	進捗率
(87.8)	(38.1)	(11.6)	(37.9)
108.0 億円	37.6%	13.7 億円	44.8%

※事業工程乖離度(重点評価基準指標 2)
 = (累加投資事業費／現全体事業費) - (累加年単純割額／現全体事業費)
 = (108.0 / 287.4) - (183.2 / 287.4)
 = (37.6) % - (63.7) % = ▲26.2%

- ・令和 3 年度の佐賀川水門の完成により佐賀川上流部の河川改修を実施している。また令和 3 年度から令和 7 年度までは、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策予算を活用し事業推進に努めている。
- ・令和 8 年度からは実施中期計画に基づき事業推進に努めている。

激甚化する風水害等への対策として、令和3年度から令和7年度までの5か年に、重点的・集中的に対策を講じていく予算である。

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
佐賀川	S61	8.2 ~ 8.10	内	0.20		0.20	11		11				1,717
	H21	10.5 ~ 10.9	内	0.031		0.031	2		2				2,125

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
百々川	S44	7.27 ~ 8.12	内		50.00	50.00							1,600
	S55	6.1 ~ 8.6	内		50.00	50.00							46,500
	S56	6.22 ~ 7.16	内		30.00	30.00							10,459
	S56	9.23 ~ 9.28	内		30.00	30.00							10,459
	S61	8.2 ~ 8.10	内	0.25	120.00	120.25	14		14				81,371
	H27	9.6 ~ 9.27	無	1.30	69.00	70.30	2	10	12			12	78,504
	R4	7.7 ~ 7.21	内	0.42	59.52	59.94							16,051

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
美女川	S41	9.25 ~ 9.26		1.00	505.00	506.00							25,250
	S44	7.27 ~ 8.12	内		470.00	470.00							15,040
	S56	9.23 ~ 9.28	内		72.00	72.00							25,101
	S61	8.2 ~ 8.10	有		230.00	230.00							150,282
	H14	7.8 ~ 7.12	内、無	1.20	68.20	69.40	5		4	1	2		8,439
	H18	10.4 ~ 10.9	内		14.00	14.00							167
	H27	9.6 ~ 9.27	有、無	0.70	68.00	68.70	2		2	1	1		23,266
	R1	10.11 ~ 10.15	内、有	14.97	886.56	901.53	1	1	6	1	2		160,316
	R4	7.7 ~ 7.21	内、有	5.19	314.48	319.66	3		3				90,939

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
中雨生沢川	S55	8.14 ~ 9.5	内		10.50	10.50							4,695
	H14	7.8 ~ 7.12	内	3.00	11.80	14.80		20	20				74,301
	H27	9.6 ~ 9.27	破	25.00	58.00	83.00	3	6	8	1	1	8	59,731
	R4	7.7 ~ 7.21	無		3.54	3.54							1,330

※水害原因 内:内水 有:有堤部越水 土:土石流 破:破堤 急:急傾斜池崩壊 洗失:洗掘・流失 他:その他(堤外地浸水等)

3) 洪水発生時の主な影響

- ・洪水氾濫により県道や市道等が冠水し通行止めとなる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害が発生している。また、沿川の集落や農業施設が冠水するなど、社会経済状況に大きな影響を及ぼした。

○地元情勢、地元の意見

- ・田尻川総合改修促進期成同盟会
- ・平成 15 年 4 月よりアドプト制度「みやぎスマイルリバー・プログラム」を展開しており、田尻川本川において 1 団体（平成 16 年 3 月）がスマイルサポーターとして登録し、田尻水辺ふれあい公園付近の除草・清掃活動を行い、河川管理に参画している。
- ・引き続き支川である佐賀川・百々川流域の浸水被害防止のため、早急な河川改修を強く要望されている。
- ・過去の浸水被害は、上記のとおりであることから、地元での河川改修事業促進の声は極めて高い状況にあり、地元役場から毎年のように陳情が来ている。
- ・度重なる洪水被害を経験しており、住民の防災意識は高く、大崎市においては令和 3 年度に、美里町においては令和 4 年度に、涌谷町においては令和 6 年度にハザードマップを作成している。

※ハザードマップ：河川の氾濫等の浸水情報及び避難に関する情報を分かりやすく提供するため、市町村が作成し公表している住民避難用の地図。堤防が決壊した場合に予想される「浸水区域」や「浸水深」、危険が迫った場合の「避難所」などが示されている。

事業の有効性	事業効果	
	○効果の発現状況 - 田尻川本川については、唐崎水門から化女沼ダム放水路合流点までの間が概成している。なお、中雨生沢川、八反田放水路については未着手となっている。 - 平成9年度から、新たに佐賀川・百々川・美女川（水門）を区域延伸し、現在事業を実施中である。このうち、佐賀川については、令和3年度に水門を供用開始し、現在上流部の河川改修に向け用地測量が実施されている。また、百々川については築堤が概成し、今後河道掘削等を予定している。なお、美女川については未着手となっている。 ○想定される事業効果 - 事業完了により、治水安全度は田尻川本川で1/50、支川の百々川・佐賀川では1/10が確保される。 - 浸水被害の軽減により、交通途絶等の被害抑制に寄与するなど、交通インフラやライフライン確保の効果は大きい。 ※治水安全度：確率統計学的に求められた概ね何年かに1回発生する規模の降雨による洪水が、氾濫しないように定めた河川改修の安全度。（治水安全度1/50：概ね50年に1回降る確率の雨に対して定めた河川改修の安全度。）	
	関連事業の概要・進捗状況等 なし	
	代替案との比較検討	規則第24条第3号関係
事業の効率性	①田尻川本川 - 上流部については、山地流出水を江合川まで流下させることは、用地買収費の増大及び改修の経済性を考慮しても不利となるため、化女沼ダムに導水して洪水調節し、ダム導水路下流側及び中雨生沢川の流出分は、八反田放水路にて直接江合川に放水する。 - 下流部については、直轄施行の唐崎水門と築堤嵩上げによるセミバック堤として、江合川の背水に対処する。 ②佐賀川及び百々川 - バック堤方式とした場合は、田尻川の背水対策には対処できるが、堤防高が約2.5m程度高くなり、用地潰地の拡大、内水による湛水被害の助長、2次内水ポンプの設置、橋梁改築にあたっては取付道路の現道へのすり付け延長の増大等、被害軽減を図るための改修方式とは言い難い。このことから、流域の流出水を容易に受け入れることが可能で、田尻川からの背水に対処できるように田尻川合流点に水門を設置する自己流堤方式を採用している。 ①・②について、現在の計画が最適であり、代替案はない。	
	コスト削減計画	規則第24条第4号関係
	築堤材に使用する土については、現場内発生土を転用し、現場発生土については他事業へ流用することで土砂の有効利用に努めている。	

事業の効率性

費用対効果

規則第 24 条第 5 号関係

根拠マニュアル：治水経済調査マニュアル(案)

(令和 7 年度 7 月版 国土交通省水管理・国土保全局)

社会的割引率：4%

便益算定期間：50 年

区分		事業着手時 基準年 (昭和 43 年度)	事業着手時 基準年 (平成 10 年度)	再評価時 基準年 (平成 15 年度)	
費用項目	事業費		－	23,040 百万円	
	維持管理費		－	8,651 百万円	
	費用の合計		－	31,691 百万円	
	総費用 (C)		1,179 百万円	29,636 百万円	
便益項目	便益の合計		－	153,603 百万円	
	総便益 (B)		1,224 百万円	58,765 百万円	
費用便益比 (B/C)				1.0	1.983

区分		再々評価時 基準年 (平成 20 年度)	再々評価時 基準年 (令和 8 年度)
費用項目	事業費	23,040 百万円	28,740 百万円
	維持管理費	9,043 百万円	12,272 百万円
	費用の合計	32,083 百万円	41,012 百万円
	総費用 (C)	31,860 百万円	94,779 百万円
便益項目	便益の合計	119,900 百万円	567,307 百万円
	総便益 (B)	47,630 百万円	328,628 百万円
費用便益比 (B/C)		1.495	3.467

※事業着手時における費用便益比は算定していない。

※表示桁数の関係で計算値が一致しないことがある。

※費用項目については、消費税を控除した金額である。

※平成 10 年度に実施した再評価は、現在の様式と記載項目が異なり、詳細な項目を記載していない。

費用便益比算定条件

基準年次：令和 8 年度

完成年次：令和 40 年度

評価対象期間：施設完成後 50 年間

社会的割引率：4%

便益の算定

被害防止便益

費用の算定

事業費

維持管理費

(事業費の 0.5%/年)

現在価値化

便益の現在価値 (B)

費用の現在価値 (C)

社会的割引率

費用便益比 (B/C)

デフレーター

【事業効果算出方法】

- ・治水施設の整備及び維持管理に要する総費用と、治水施設整備によってもたらされる総便益（被害軽減）を、社会的割引率及びデフレーターを用いて現在価値化して比較する。

現在価値化：費用便益分析では、便益や費用を現在の価値として統一的に評価するために、将来または過去における金銭の価値を現在の価値に換算する必要がある。

社会的割引率：費用便益分析において、将来の便益や費用を現在の価値として統一的に評価（現在価値化）する際に割り引くための比率である。国土交通省所管公共事業の費用便益分析で適用される社会的割引率は全て4%とされており、4%と設定している。

デフレーター：名目価格から実質価格を算出するために用いられる価格指数。

【事業の費用（C）】

- (1) 事業費・維持管理費はデフレーターによる補正及び社会的割引率4%を用いて現在価値化し、費用を算定する。
- (2) 維持管理費は事業費の0.5%/年とし、評価対象期間内（施設の完成後50年間）での維持管理費を対象としている。

費用の合計 41,012 百万円 → 総費用（現在価値化） 94,779 百万円

【事業の便益（B）】

- (1) 事業の便益（効果）は、河川改修によって軽減される被害額（＝被害防止効果）を算出する。
- (2) 洪水は自然現象であるため、既往最大の洪水に対する経済的な分析を行うだけでは不十分であり、他の河川との比較や目標整備水準に対する妥当性に対する経済的な評価を行うため、対象とする洪水の規模をその生起確率から設定する。
- (3) 計画規模を含むいくつかの確率年を設定し、治水施設の整備によって防止し得る被害額を便益とする。このとき被害額は一般資産、農作物、公共土木施設等、農地・農業用施設に区分して算出する。
- (4) 確率年別に求めた被害額に流量規模に応じた洪水の生起確率を乗じて求めた確率年別年平均被害額を累計し年平均被害軽減期待額を算定する。年平均被害軽減期待額は、整備期間中は事業費に応じて補正している。

被害額

区分	概要	算定方法
一般資産	家屋 家庭用品 事業所の資産等	各資産額×浸水深に応じた被害率
農作物	浸水による農作物	農作物資産額×浸水深に応じた被害率
公共土木施設等	公共土木施設（道路・橋梁等） 公益事業施設（鉄道・電力施設等）	一般資産被害額×74.2%
農地・農業施設	農地や農業用施設	水田・畑面積×1,539円/m ²
間接被害	営業停止損失 応急対策費用 水害廃棄物処理費用等	

便益の合計 567,307 百万円 → 総便益（現在価値化） 328,628 百万円

○年平均被害軽減期待額（単位：百万円）

年平均被害軽減期待額 6,643 百万円

（後掲参考資料4、費用対効果分析算定結果参照）

流量規模	年平均超過確率	被害額（百万円）			区間平均被害額	区間確率	年平均被害軽減額 （百万円） ④×⑤	年平均被害額の累計 ＝年平均被害軽減期待額 （百万円）
		事業を実施しない場合 ①	事業を実施した場合 ②	被害軽減額 ③＝①－②				
1/1	0.9901	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
1/3	0.3333	4,218.7	0.0	4,218.7	2,109.3	0.6568	1,385.3	1,385.3
1/5	0.2000	10,560.6	0.0	10,560.6	7,389.6	0.1333	985.3	2,370.6
1/10	0.1000	20,786.9	0.0	20,786.9	15,673.7	0.1000	1,567.4	3,938.0
1/30	0.0333	45,574.1	3,328.2	42,245.9	31,516.4	0.0667	2,101.1	6,039.1
1/50	0.0200	52,703.4	4,350.8	48,352.6	45,299.3	0.0133	604.0	6,643.1

	【算定していない便益等】 ・洪水氾濫による直接的、間接的な被害のうち、現段階で経済的に評価可能な被害の防止効果を便益として評価しており、算定していない被害防止便益が多く存在するため、算定している以上の便益があると考えられる。 ・算定していない主な被害防止便益は、交通遮断による波及被害、家庭における平時の活動阻害、被災事業所の営業停止による周辺事業所への波及被害、リスクプレミアム、高度化便益などがある。 リスクプレミアム：被災可能性に対する不安を貨幣換算したもの 高度化便益：治水安全度の向上による地価の上昇等 【前回再評価時との違いの要因】 ・治水経済調査マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更、各種資産評価単価及びデフレーター の改定等による。																																
環境への影響と対策	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">地域指定状況等</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3">・なし</td></tr> </table>			地域指定状況等			・なし																										
	地域指定状況等																																
・なし																																	
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">影響と対策</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3"> ・河川の流速が遅いため、構造物周り以外は基本的に張芝とする。現況が張りブロックとなっており、水際が単調になっているため、改修にあたっては、平水位付近の侵食防止、水生生物の生息空間の確保及び水際の創出を目的とした捨石等を平水位以下に置く。 </td></tr> </table>			影響と対策			・河川の流速が遅いため、構造物周り以外は基本的に張芝とする。現況が張りブロックとなっており、水際が単調になっているため、改修にあたっては、平水位付近の侵食防止、水生生物の生息空間の確保及び水際の創出を目的とした捨石等を平水位以下に置く。																										
影響と対策																																	
・河川の流速が遅いため、構造物周り以外は基本的に張芝とする。現況が張りブロックとなっており、水際が単調になっているため、改修にあたっては、平水位付近の侵食防止、水生生物の生息空間の確保及び水際の創出を目的とした捨石等を平水位以下に置く。																																	
再評価部会意見への対応状況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">再評価実施状況</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">再評価実施年度</td><td>平成 10 年度</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">答申</td><td>答申</td><td colspan="2">継続妥当</td></tr> <tr> <td>条件</td><td colspan="2">なし</td></tr> <tr> <td>別紙意見</td><td colspan="2"> 1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・八反田放水路については、今後河川整備計画策定時において、地元と十分協議し、その合意に基づいて進めること。 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし </td></tr> <tr> <td rowspan="3">評価結果</td><td>評価結果</td><td colspan="2">事業継続</td></tr> <tr> <td>対応方針</td><td colspan="2">なし</td></tr> <tr> <td>別紙意見に対する対応方針</td><td colspan="2"> 1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし </td></tr> </table> </td></tr> </table>			再評価実施状況			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">再評価実施年度</td><td>平成 10 年度</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">答申</td><td>答申</td><td colspan="2">継続妥当</td></tr> <tr> <td>条件</td><td colspan="2">なし</td></tr> <tr> <td>別紙意見</td><td colspan="2"> 1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・八反田放水路については、今後河川整備計画策定時において、地元と十分協議し、その合意に基づいて進めること。 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし </td></tr> <tr> <td rowspan="3">評価結果</td><td>評価結果</td><td colspan="2">事業継続</td></tr> <tr> <td>対応方針</td><td colspan="2">なし</td></tr> <tr> <td>別紙意見に対する対応方針</td><td colspan="2"> 1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし </td></tr> </table>			再評価実施年度		平成 10 年度		答申	答申	継続妥当		条件	なし		別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・八反田放水路については、今後河川整備計画策定時において、地元と十分協議し、その合意に基づいて進めること。 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし		評価結果	評価結果	事業継続		対応方針	なし		別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし	
	再評価実施状況																																
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">再評価実施年度</td><td>平成 10 年度</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">答申</td><td>答申</td><td colspan="2">継続妥当</td></tr> <tr> <td>条件</td><td colspan="2">なし</td></tr> <tr> <td>別紙意見</td><td colspan="2"> 1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・八反田放水路については、今後河川整備計画策定時において、地元と十分協議し、その合意に基づいて進めること。 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし </td></tr> <tr> <td rowspan="3">評価結果</td><td>評価結果</td><td colspan="2">事業継続</td></tr> <tr> <td>対応方針</td><td colspan="2">なし</td></tr> <tr> <td>別紙意見に対する対応方針</td><td colspan="2"> 1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし </td></tr> </table>			再評価実施年度		平成 10 年度		答申	答申	継続妥当		条件	なし		別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・八反田放水路については、今後河川整備計画策定時において、地元と十分協議し、その合意に基づいて進めること。 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし		評価結果	評価結果	事業継続		対応方針	なし		別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし							
	再評価実施年度		平成 10 年度																														
	答申	答申	継続妥当																														
		条件	なし																														
		別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・八反田放水路については、今後河川整備計画策定時において、地元と十分協議し、その合意に基づいて進めること。 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし																														
	評価結果	評価結果	事業継続																														
		対応方針	なし																														
		別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし																														

	再評価実施年度		平成 15 年度	
	答申	答申	継続妥当	
		条件	なし	
		別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見 ・河川事業の再評価については、事業区間の広域化及び事業期間の長期化に伴い、事業効果がわかりにくくなっていることから、適切な事業単位とすることを検討するとともに、現在 5 年毎の再評価の期間を適切な期間とするよう検討すること。	
	評価結果	評価結果	事業継続	
		対応方針	なし	
		別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・河川事業の再評価については、再評価の対象となる事業単位を現在策定中の河川整備計画(県内各河川毎に作成される今後 30 年程度の整備内容を定めた計画)と同じくすることや、5 年ごとの再評価の期間の見直しを国と協議しながら検討していく。	
	再評価実施年度		平成 20 年度	
	答申	答申	継続妥当	
		条件	なし	
		別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見 ・事業区域の広域化や事業期間の長期化に伴い、事業効果が分かりにくくなっていることから、再評価調書の短期的事業計画調書には「今後 10 年間の整備方針及び事業計画」を、可能な限り具体的に記載すること。 ・休止している事業については、事業進捗状況との関連など、各事業に即した形で分かりやすく再評価調書に記載すること。 3. 今後の公共事業再評価の実施に関する意見 ・再々評価事業については、前回評価時からの事業進捗が分かるように、前回の進捗率を再評価調書に記載すること。 ・事業計画に大きな変更があった場合には、変更に至るまでの決定プロセスなど県民が分かりやすい変更理由の記載に努めること。	
	評価結果	評価結果	事業継続	
		対応方針	なし	
		別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・再評価調書の短期的事業計画調書には、「今後 10 年間の整備方針及び事業計画」を可能な限り具体的に記載することとする。また、休止している事業については事業進捗状況との関連など、各事業に即した形で分かりやすく再評価調書に記載することとする。 3. 今後の公共事業再評価の実施に関する意見への対応方針 ・再々評価事業については、前回再評価時からの事業進捗を分かりやすくするため、再評価調書の様式を変更し、前回の進捗率を記載することとする。再評価対象事業の事業計画に大幅な変更があった場合には、変更要因や変更に至るまでの決定経緯などを再評価調書に県民に分かりやすく記載することとする。	

総合評価	現在の対応状況	・5年毎の再評価の期間について、事業実施河川については、現期間での再評価を実施する必要があると思われる。休止河川の期間延長について国と調整を図っているが、国の事業評価方針として事業箇所は原則5年毎での評価を実施する仕組みであるとの回答で、期間の延長に至っていない。また、事業区間については、河川事業の特性から一連区間の整備により効果を発現する事業であり、細分して工区設定を行う事は、事業の特性と乖離することになり、現段階では困難であり、河川毎の全体計画区間としている。 ・「今後10年間の整備方針及び事業計画」については、参考資料3に記載。 ・前回再評価時からの事業進捗を分かりやすくするため、再評価調書に前回の進捗率を記載している。
	対応方針（案）	事業継続

事業スケジュール表

田尻川	S43	～	H10	～	H15	～	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
本川・支川 調査・設計																								
用地・補償																								
本工事 (築堤・護岸)																								
その他 (橋梁・樋管)																								
休止期間																								

田尻川	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
本川・支川 調査・設計																								
用地・補償																								
本工事 (築堤・護岸)																								
その他 (橋梁・樋管)																								
休止期間																								

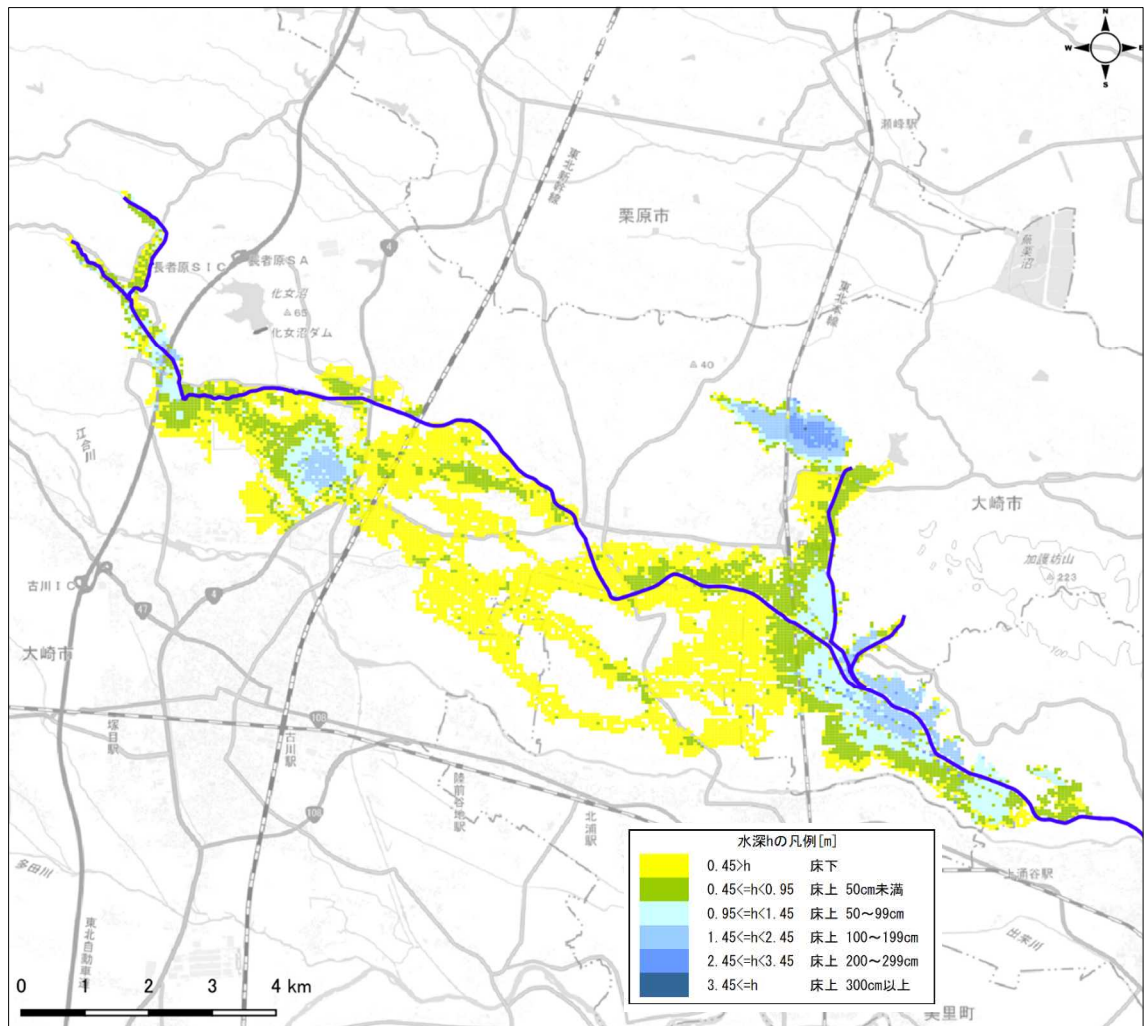
田尻川	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40
本川・支川 調査・設計									
用地・補償									
本工事 (築堤・護岸)									
その他 (橋梁・樋管)									
休止期間									

前回(平成20年度)
今回(令和8年度)

位

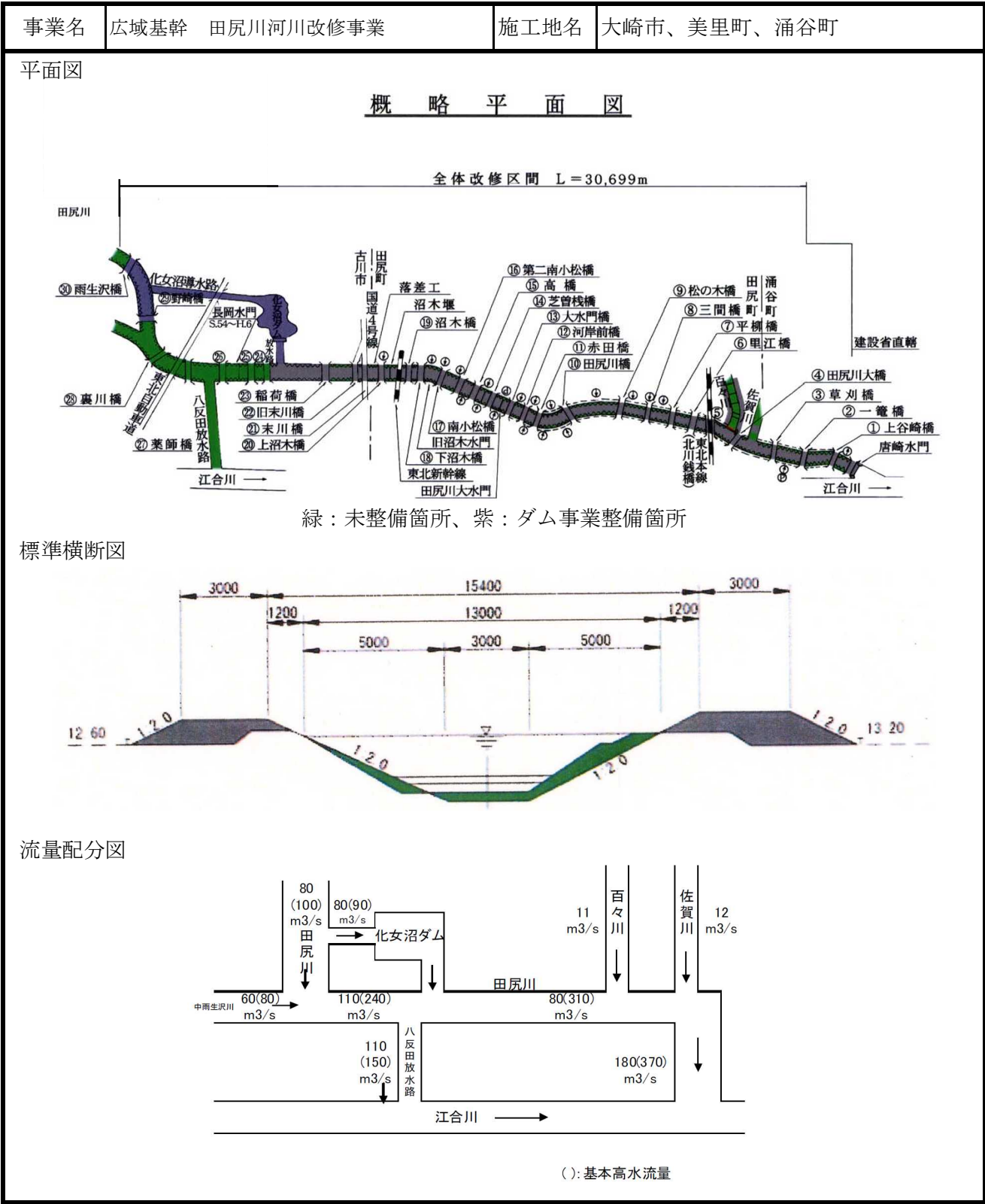


置



(参考資料1)

事業概要図



(参考資料2)

事業施工状況等

事業名	広域基幹 田尻川河川改修事業	施工地名	大崎市、美里町、涌谷町
施工状況			
田尻川 		田尻川 	
上流部未施工箇所		中流部完成済み箇所	
			
令和3年度佐賀川水門完成			

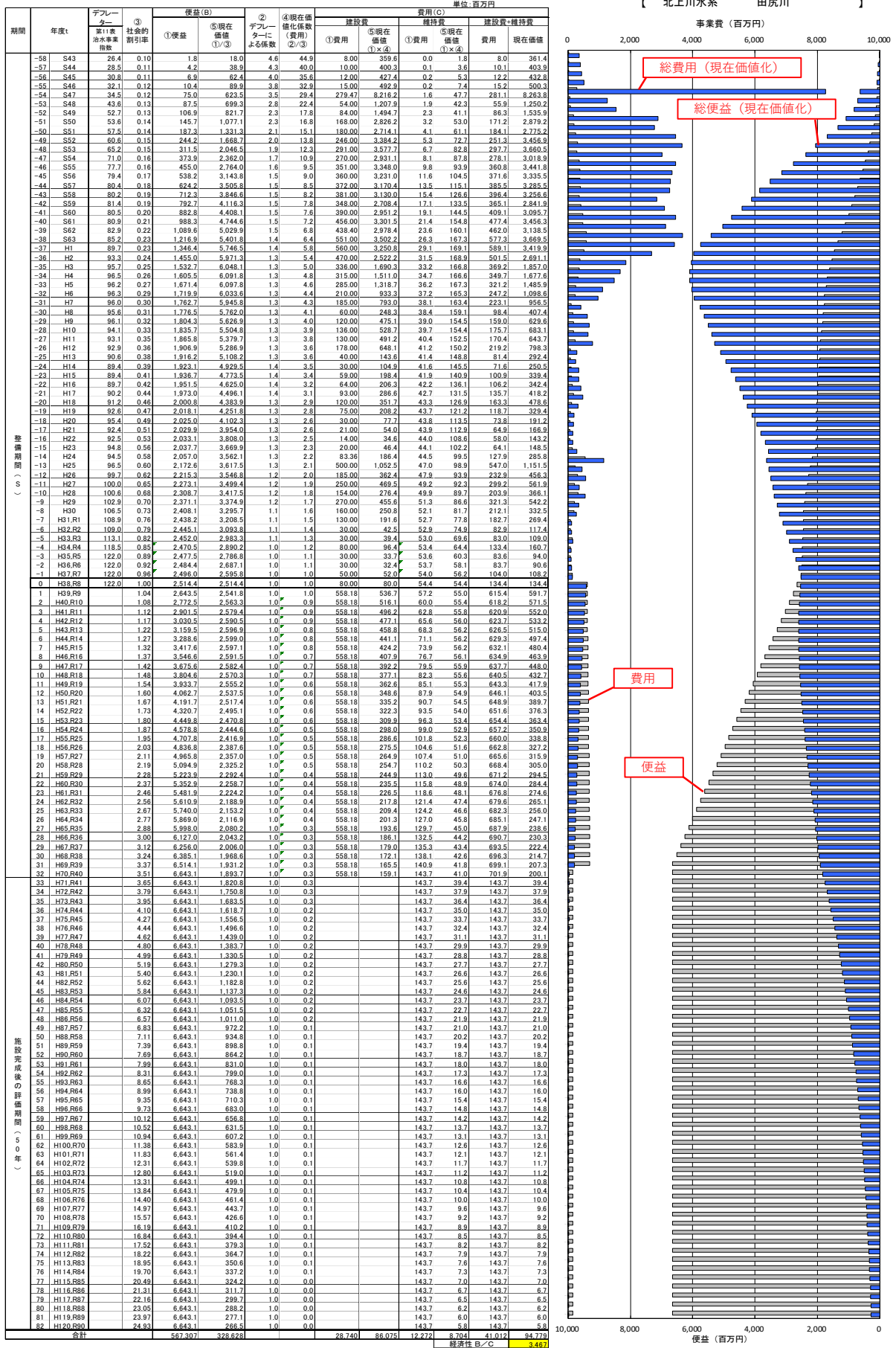
(参考資料3)

短期的事業計画調書

事業名	広域基幹 田尻川河川改修事業	施工地名	大崎市、美里町、涌谷町
当面の整備方針及び事業計画			
・下流部の支川である佐賀川においては、水門より上流部において河川改修を実施し、百々川においては、河道掘削を実施し、治水安全度の向上を図る。			
当面の整備区間を示した図面			
概 略 平 面 図			

(参考資料4)

費用対効果分析算定結果



再 評 価 調 書

			調 書 作 成 年 月 日		令和 8 年 7 月 21 日																																										
			事 業 担 当 課		河 川 課																																										
事 業 名	広域基幹 ただがわ 多田川河川改修事業		補助・交付金・単独 の別	補助	事業主体	宮 城 県																																									
施行地名	おおきし かみまち 大崎市、加美町			【位置図後掲】	管理主体	宮 城 県																																									
根 拠 法 令	河川法第 60 条第 2 項																																														
事業概要	事業目的																																														
	多田川及び各支川は、下流が災害復旧や水害予防組合等の施行により築堤がなされてきた。しかし、昭和 61 年の水害を初めとし、これまで浸水被害が頻発しており早急な河川改修が求められている。このため、堤防等を整備することにより、同地区の洪水被害の軽減を図るものである。																																														
	事業内容																																														
	事業着手時 (平成 4 年度)	河川改修延長 L=33,900m 築堤 V=776,400m ³ 、掘削 V=748,600m ³ 、橋梁 70 橋、サイフォン 1 基、 堰 24 基、樋管 84 基他																																													
	再 評 価 時 (平成 13 年度)	河川改修延長 L=33,900m 築堤 V=776,400m ³ 、掘削 V=748,600m ³ 、橋梁 70 橋、サイフォン 1 基、 堰 24 基、樋管 84 基他																																													
	再々評価時 (平成 18 年度)	河川改修延長 L=33,900m 築堤 V=776,400m ³ 、掘削 V=753,600m ³ 、橋梁 70 橋、サイフォン 1 基、 堰 24 基、樋管 84 基他																																													
	再々評価時 (令和 8 年度)	同上																																													
	【事業内容の変更状況とその要因】 ・変更なし																																														
	事業費																																														
	【主体別費用負担の内訳】																																														
<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">全体事業費</th><th colspan="4">費用負担内訳</th></tr><tr><th></th><th>内用地費 及び補償 費</th><th>国 [50 %]</th><th>県 [50 %]</th><th>市町村 [ー %]</th><th>その他 [ー %]</th></tr><tr><td>事業着手時 (平成 4 年度)</td><td>50.0 億円</td><td>6.8 億円</td><td>25.0 億円</td><td>25.0 億円</td><td>ー 億円</td><td>ー 億円</td></tr><tr><td>再 評 価 時 (平成 13 年度)</td><td>245.0 億円</td><td>76.8 億円</td><td>122.5 億円</td><td>122.5 億円</td><td>ー 億円</td><td>ー 億円</td></tr><tr><td>再々評価時 (平成 18 年度)</td><td>245.0 億円</td><td>76.8 億円</td><td>122.5 億円</td><td>122.5 億円</td><td>ー 億円</td><td>ー 億円</td></tr><tr><td>再々評価時 (令和 8 年度)</td><td>319.7 億円</td><td>76.8 億円</td><td>159.85 億円</td><td>159.85 億円</td><td>ー 億円</td><td>ー 億円</td></tr></table>								全体事業費		費用負担内訳					内用地費 及び補償 費	国 [50 %]	県 [50 %]	市町村 [ー %]	その他 [ー %]	事業着手時 (平成 4 年度)	50.0 億円	6.8 億円	25.0 億円	25.0 億円	ー 億円	ー 億円	再 評 価 時 (平成 13 年度)	245.0 億円	76.8 億円	122.5 億円	122.5 億円	ー 億円	ー 億円	再々評価時 (平成 18 年度)	245.0 億円	76.8 億円	122.5 億円	122.5 億円	ー 億円	ー 億円	再々評価時 (令和 8 年度)	319.7 億円	76.8 億円	159.85 億円	159.85 億円	ー 億円	ー 億円
	全体事業費		費用負担内訳																																												
		内用地費 及び補償 費	国 [50 %]	県 [50 %]	市町村 [ー %]	その他 [ー %]																																									
事業着手時 (平成 4 年度)	50.0 億円	6.8 億円	25.0 億円	25.0 億円	ー 億円	ー 億円																																									
再 評 価 時 (平成 13 年度)	245.0 億円	76.8 億円	122.5 億円	122.5 億円	ー 億円	ー 億円																																									
再々評価時 (平成 18 年度)	245.0 億円	76.8 億円	122.5 億円	122.5 億円	ー 億円	ー 億円																																									
再々評価時 (令和 8 年度)	319.7 億円	76.8 億円	159.85 億円	159.85 億円	ー 億円	ー 億円																																									
※事業費増加度（重点評価実施基準 指標 4） ＝（再評価時事業費－事業着手時事業費）／事業着手時事業費 ＝（319.7－50.0）／50.0＝539.4％																																															
【事業費の変更状況とその要因】 ・労務・物価上昇等に伴う増額。 ・働き方改革に掛かる諸経費率上昇等に伴う増額。																																															

○事業費増減対照表

	事業着手時 (平成 4 年度)		再々評価時 (平成 18 年度)		再々評価時 (令和 8 年度)		増減 (平成 18 年度比)		変更の主な理由
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
本工事費		73.4% 36.7 億円		44.1% 108.1 億円		46.5% 148.6 億円	-	54.2% +40.5 億円	労務・物価の上昇
築堤・掘削・護岸工	33,900m	24.7 億円	33,900m	100.3 億円	33,900m	137.9 億円	-	+37.6 億円	労務・物価の上昇
その他	一式	12.0 億円	一式	7.8 億円	一式	10.7 億円	-	+2.9 億円	労務・物価の上昇
測量及び試験費	一式	5.0% 2.5 億円	一式	4.9% 11.9 億円	一式	7.4% 23.6 億円	-	15.7% +11.7 億円	労務・物価の上昇
用地費及び補償費	一式	16.6% 8.3 億円	一式	31.3% 76.8 億円	一式	24.0% 76.8 億円	-	0.0 億円	
その他工事費等	一式	5.0% 2.5 億円	一式	19.7% 48.2 億円	一式	22.1% 70.7 億円	-	30.1% +22.5 億円	労務・物価の上昇
合計		100% 50.0 億円		100% 245.0 億円		100% 319.7 億円	-	100% +74.7 億円	労務・物価の上昇

事業の進捗状況

規則第 24 条第 1 号関係

○事業期間

事業着手時 (平成 4 年度)		再々評価時 (平成 18 年度)		再々評価時 (令和 8 年度)	
事業採択年度	H. 4 年度	事業採択年度	H. 4 年度	事業採択年度	H. 4 年度
用地買収着手年度	H. 6 年度	用地買収着手年度	H. 6 年度	用地買収着手年度	H. 6 年度
工事着手年度	H. 4 年度	工事着手年度	H. 4 年度	工事着手年度	H. 4 年度
		計画変更実施年度		計画変更実施年度	
完成予定年度	H. 32(R2) 年度	完成予定年度	H. 50(R20) 年度	完成予定年度	H. 70(R40) 年度

- 再々評価時の完成予定年度は、今回再評価に際し見直したもの。
※事業停滞年数(重点評価実施基準指標 1)＝2 年(停滞あり)
※事業工期延伸度(重点評価実施基準指標 3)
＝(変更後予定事業期間)／(当初予定事業期間)＝67／29＝2.31

○進捗率

令和 7 年度までの ※ () : 前回再評価時			
事業費	進捗率	内用地費	進捗率
(71.0) 195.4 億円	(29.0) 61.1%	(38.7) 56.6 億円	(50.4) 73.7%

- ※事業工程乖離度(重点評価基準指標 2)
＝(累加投資事業費／現全体事業費)－(累加年単純割額／現全体事業費)
＝(195.4／319.7)－(162.2／319.7)
＝(61.1)％－(50.7)％＝10.4%

【事業の進捗状況(順調でない場合にはその要因)】

- 平成 4 年度から事業着手し、鳴瀬川背水区間の施行を先行し、多田川及び渋川の築堤工事を行った。平成 9 年度からは古川南土地地区画整理事業に合わせ大江川 捷水路^{しょうすいろ}*事業に着手した。
- 床上浸水対策特別緊急事業として整備を進めていた大江川工区の捷水路及び遊水地が令和 3 年度に完成した。
- 令和 2 年度からは、渋井川工区における渋井川水門に着手し、令和 8 年度までに渋井川排水機場が完成し運用開始となる予定である。

- ※^{しょうすいろ}捷水路：河川法線の湾曲部を直線的に連絡するために開削した人工水路。

- ・多田川本川の事業区間 (L=10, 900m) においては、これまでの河川整備により 20 年に 1 回程度起こると予想される洪水規模の治水安全度は概ね確保されており、今後は、洪水時の越水を防止するために現堤防の腹付け盛土を進めていく。
- ・各支川について多田川との合流部において、渋井川では水門及び排水機場、渋川では樋門の設置を進めていく。

- ・河川維持管理計画（案）（令和 2 年 9 月）を策定し、管理区間を重要度により 4 区分に分け、a 区間が月 1 回、b 区間が年 4 回、c1 区間が年 2 回、c2 区間が必要時にパトロールを実施し、必要に応じ支障木伐採、堆積土砂撤去作業等の維持管理を実施している。各河川は以下管理区間のおとりパトロール及び維持管理作業を行っている。

河 川		管理延長 (km)	区分別延長(km)			
No	名称		a 区間	b 区間	c1 区間	c2 区間
232	多田川	21.9		12.9	9.0	
234	大江川	4.0		4.0		
235	渋井川	7.9		7.9		
236	渋川	22.7		16.9	3.8	2.0
238	名蓋川	6.7		6.7		

- ・宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）【宮城県土木部】（令和7年3月改定）
- ・一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画 第2回変更（令和5年11月）
- ・見える川づくり計画（2021）（令和5年3月改訂）
- ・鳴瀬川水系河川整備基本方針：国土交通省 水管理国土保全局（令和8年3月19日変更）

の
必
要
性

気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行っている。

- ・過去の浸水被害として、昭和 59 年から平成 15 年までの 20 年間に 17 回の洪水被害が発生しており、平成 14 年の台風 6 号では、浸水家屋 122 戸、浸水面積 588ha の甚大な被害が発生している。
- ・前回再評価（H20）以降、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風及び令和 4 年 7 月洪水など、各支川で度々堤防決壊が生じており甚大な被害が発生している。

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
多田川	S44	7.27 ~ 8.12	内		174.00	174.00	37						6,930
	S44	8.20 ~ 8.25	内		1.00	1.00							4
	H1	8.12 ~ 8.20	内		8.00	8.00							3,670
	H11	7.10 ~ 7.17	内	0.02	10.00	10.02	3		3				1,740
	H14	7.8 ~ 7.12	内		240.95	240.95	2						4
	H27	9.6 ~ 9.27	内		57.00	57.00							11,210
	R1	10.11 ~ 10.15	内	15.08	166.17	181.25	1		1				3,290

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
渋川	S44	7.27 ~ 8.12	内		160.00	160.00	111						9,218
	S55	6.1 ~ 8.6	内		15.00	15.00							150
	S55	8.14 ~ 9.5	内		5.50	5.50							2,459
	H27	9.6 ~ 9.27	内	28.00	378.00	406.00		6	8	1	1	8	149,767

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
大江川	S55	8.14 ~ 9.5	内	0.30	29.00	29.30	6		6				14,045
	S57	4.14 ~ 4.16	無	0.70		0.70	4		3	1	3		2,050
	S57	9.10 ~ 9.13	無	0.70		0.70	10		7	1	4		3,554
	S61	8.2 ~ 8.10	内	11.30		11.30	136		134	15	27		47,529
	H1	8.12 ~ 8.20	破	0.01	16.00	16.01	2		2				2,141
	H11	9.13 ~ 9.25	内	0.03		0.03	1		1				886
	H14	7.8 ~ 7.12	内	22.20	62.40	84.60	106		106				80,744
	H21	10.5 ~ 10.9	内	0.03	65.55	65.58	2		5				3,008
	H27	9.6 ~ 9.27	無	259.00	50.00	309.00	52	97	123	26	26	17	724,280
	R1	10.11 ~ 10.15	内	5.66	2.41	8.07	229	27	128	6	34		1,267,788
	R4	7.7 ~ 7.21	無	42.30	25.93	68.23	183		239				1,287,622

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
渋井川	S44	8.2 ~ 8.25			5.00	5.00							220
	S55	8.14 ~ 9.5	内		17.00	17.00							7,601
	H14	7.8 ~ 7.12	内	2.00	193.90	195.90	7	1	1				3,637
	H27	9.6 ~ 9.27	破	111.00	556.00	667.00	36	224	253	21	21	54	1,752,748
	R1	10.11 ~ 10.15	破	10.66	254.80	265.46	96	11	55	5	26	30	485,250
	R4	7.7 ~ 7.21	内	15.97	175.57	191.54	33		32				117,527

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
名蓋川	S44	8.20 ~ 8.25		0.50		0.50							22
	S55	6.1 ~ 8.6	内	10.40		10.40							132
	S55	8.14 ~ 9.5	内、破	11.70	4.40	16.10	6		6				1,810
	H14	7.8 ~ 7.12	内	0.28	66.00	66.28	6		6				16,728
	H27	9.6 ~ 9.27	破、有	95.63	416.40	512.03	20	24	41	3	3	41	317,537
	R1	10.11 ~ 10.15	破、有	26.02	453.84	479.86	36	10	22	3	15	27	676,635
	R4	7.7 ~ 7.21	内、破、有、無	16.58	248.53	265.11	50	6	42	1	1	29	672,217

※水害原因 内:内水 有:有堤部越水 土:土石流 破:破堤 急:急傾斜池崩壊 洗失:洗掘・流失 他:その他(堤外地浸水等)

3) 洪水発生時の主な影響

- ・洪水氾濫により国道や市道等が冠水し通行止めとなる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害が発生している。また、沿川の病院、学校等の公共施設、集落や農業施設が冠水するなど、社会経済状況に大きな影響を及ぼした。

○地元情勢、地元の意見

- ・多田川・名蓋川改修促進期成同盟会
- ・平成15年4月よりアドプト制度「みやぎスマイルリバー・プログラム」を展開しており、多田川及び大江川において5団体がスマイルサポーターとして登録し、沿川の除草・清掃活動を行い、河川管理に参画している。
- ・度重なる浸水被害により、流域の住民や自治体から事業促進に対する強い要望がある。
- ・度重なる洪水被害を経験しており、住民の防災意識は高く、沿川の大崎市では令和3年度に、加美町では令和4年度にハザードマップを作成している。

※ハザードマップ：河川の氾濫等の浸水情報及び避難に関する情報を分かりやすく提供するため、市町村が作成し公表している住民避難用の地図。堤防が決壊した場合に予想される「浸水区域」や「浸水深」、危険が迫った場合の「避難所」などが示されている。

事業の有効性	事業効果	
	○効果の発現状況 ・大江川においては、令和3年度に捷水路及び遊水地が完成したことにより、沿川における洪水被害は着実に減少している。 ・多田川については、直轄管理境界から東北自動車道までの約1.5km区間において、治水安全度1/20を確保している。	
	○想定される事業効果 ・令和40年度までの完成を目指しており、事業の進捗に伴い浸水被害の軽減が図られる。 ・浸水被害の軽減により、交通途絶等の被害抑制に寄与するなど、交通インフラやライフライン確保の効果は大きい。 ・事業完了により、治水安全度は多田川本川及び各支川において、1/50が確保される。	
	※治水安全度：確率統計学的に求められた概ね何年かに1回発生する規模の降雨による洪水が、氾濫しないように定めた河川改修の安全度。（治水安全度1/50：概ね50年に1回降る確率の雨に対して定めた河川改修の安全度）	
事業の効率性	関連事業の概要・進捗状況等	
	・近年の洪水被害を踏まえ、渋井川では災害関連事業が採択され、堤体強化整備や堤防舗装工等を実施し平成29年度に完成している。また名蓋川においては、R4年度災害に対し災害復旧助成事業が採択され一連区間において引き堤等を実施し、令和8年度に完成予定としている。 ・平成30年度からは多田川において、国土強靱化予算を活用し下流から河道掘削と、掘削土による築堤工事を進めている。 ・古川市古川南土地地区画整理事業による宅地造成が平成17年度に完了している。なお、宅地分譲については平成14年から開始されている。 ・県営ほ場整備事業が、敷玉西部地区（H12～H21）、多田川左岸（H11～H20）で実施されている。	
	代替案との比較検討	規則第24条第3号関係
	1. 多田川、渋川、渋井川、名蓋川については①ダム案、②遊水地案が考えられるが、以下の理由により現川拡幅を基本とする現計画が最適である。 ①ダム案：低平地を流下する河川であり、ダムサイトの適地が無い場合貯水容量を確保するには、広大な面積の買収や複数のダムが必要となる。 ②遊水地案：貯水容量を確保するためには、浸水域ではないところを遊水地化することになるため、広大な用地買収が必要となる。 2. 大江川については、経済比較の結果、捷水路＋遊水地により改修済みであることから、代替案は無い。	
	コスト削減計画	規則第24条第4号関係
	・築堤材等について、隣接する他工事からの発生材を有効利用することにより、コスト削減に努める。	

事業の効率性

費用対効果

規則第 24 条第 5 号関係

根拠マニュアル：治水経済調査マニュアル(案)
(令和 7 年 7 月版 国土交通省水管理・国土保全局)

社会的割引率：4%

便益算定期間：事業開始～事業完了+ 50 年後

区分		事業着手時 基準年 (平成 4 年度)	再評価時 基準年 (平成 13 年度)	再々評価時 基準年 (平成 18 年度)	再々評価時 基準年 (令和 8 年度)
費用項目	事業費		-	24,500 百万円	31,970 百万円
	維持管理費		-	9,063 百万円	13,505 百万円
	費用の合計		-	33,563 百万円	45,475 百万円
	総費用 (C)		19,050 百万円	21,152 百万円	55,961 百万円
便益	便益の合計		-	362,010 百万円	2,176,021 百万円
	総便益 (B)		83,370 百万円	93,848 百万円	861,261 百万円
費用便益比 (B/C)			4.4	4.437	15.390

※事業着手時における費用便益比は算定していない。

※表示桁数の関係で計算値が一致しないことがある。

※費用項目については、消費税を控除した金額である。

※平成 13 年度に実施した再評価は、現在の様式と記載項目が異なり、詳細な項目を記載していない。

費用便益比算定条件
基準年次：令和 8 年度
完成年次：令和 40 年度
評価対象期間：施設完成後 50 年間
社会的割引率：4%

便益の算定
被害防止便益

費用の算定
事業費
維持管理費
(事業費の 0.5%/年)

現在価値化

便益の現在価値
(B)

費用の現在価値
(C)

社会的割引率

デフレーター

費用便益比
(B/C)

【事業効果算出方法】

・治水施設の整備及び維持管理に要する総費用と、治水施設整備によってもたらされる総便益（被害軽減）を、社会的割引率及びデフレーターを用いて現在価値化して比較する。

現在価値化：費用便益分析では、便益や費用を現在の価値として統一的に評価するために、将来または過去における金銭の価値を現在の価値に換算する必要がある。

社会的割引率：費用便益分析において、将来の便益や費用を現在の価値として統一的に評価（現在価値化）する際に割り引くための比率である。国土交通省所管公共事業の費用便益分析で適用される社会的割引率は全て 4%とされており、4%と設定している。

デフレーター：名目価格から実質価格を算出するために用いられる価格指数。

【事業の費用 (C)】

(1) 事業費・維持管理費はデフレーターによる補正及び社会的割引率 4%を用いて現在価値化し、費用を算定する。

(2) 維持管理費は事業費の 0.5%/年とし、評価対象期間内（施設の完成後 50 年間）での維持管理費を対象としている。

費用の合計 45,475 百万円 → 総費用（現在価値化） 55,961 百万円

【事業の便益（B）】

- (1) 事業の便益（効果）は、河川改修によって軽減される被害額(=被害防止効果)を算出する。
- (2) 洪水は自然現象であるため、既往最大の洪水に対する経済的な分析を行うだけでは不十分であり、他の河川との比較や目標整備水準に対する妥当性に対する経済的な評価を行うため、対象とする洪水の規模をその生起確率から設定する。
- (3) 計画規模を含むいくつかの確率年を設定し、治水施設の整備によって防止し得る被害額を便益とする。このとき被害額は一般資産、農作物、公共土木施設等、農地・農業用施設に区分して算出する。
- (4) 確率年別に求めた被害額に流量規模に応じた洪水の生起確率を乗じて求めた確率年別年平均被害額を累計し年平均被害軽減期待額を算定する。年平均被害軽減期待額は、整備期間中は事業費に応じて補正している。

被害額

区分	概要	算定方法
一般資産	家屋 家庭用品 事業所の資産等	各資産額×浸水深に応じた被害率
農作物	浸水による農作物	農作物資産額×浸水深に応じた被害率
公共土木施設等	公共土木施設（道路・橋梁等） 公益事業施設（鉄道・電力施設等）	一般資産被害額×74.2%
農地・農業施設	農地や農業用施設	水田・畑面積×1,539円/m ²
間接被害	営業停止損失 応急対策費用 水害廃棄物処理費用等	

便益の合計 2,176,021 百万円 → 総便益（現在価値化） 861,261 百万円

○年平均被害軽減期待額（単位：億円）

年平均被害軽減期待額 25,756 百万円

（後掲参考資料4、費用対効果分析算定結果参照）

流量規模	年平均超過確率	被害額（百万円）			区間平均被害額 ④(百万円)	区間確率 ⑤	年平均被害軽減額 (百万円) ④×⑤	年平均被害額の累計 =年平均被害軽減期待額 (百万円)
		事業を実施しない場合 ①	事業を実施した場合 ②	被害軽減額 ③=①-②				
1/1	0.9901	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
1/3	0.3333	27,920.2	0.0	27,920.2	13,960.1	0.6568	9,168.5	9,168.5
1/5	0.2000	46,861.9	0.0	46,861.9	37,391.1	0.1333	4,985.5	14,154.0
1/10	0.1000	63,516.3	0.0	63,516.3	55,189.1	0.1000	5,518.9	19,672.9
1/30	0.0333	83,892.0	0.0	83,892.0	73,704.1	0.0667	4,913.6	24,586.5
1/50	0.0200	91,478.9	0.0	91,478.9	87,685.5	0.0133	1,169.1	25,755.6

【算定していない便益等】

- ・洪水氾濫による直接的、間接的な被害のうち、現段階で経済的に評価可能な被害の防止効果を便益として評価しており、算定していない被害防止便益が多く存在するため、算定している以上の便益があると考えられる。
- ・算定していない主な被害防止便益は、交通遮断による波及被害、家庭における平時の活動阻害、被災事業所の営業停止による周辺事業所への波及被害、リスクプレミアム、高度化便益などがある。

リスクプレミアム：被災可能性に対する不安

高度化便益：治水安全度の向上による地価の上昇等

【前回再評価時との違いの要因】

- ・治水経済調査マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更、各種資産評価単価及びデフレーター改定等による。

環境への影響と対策

再評価部会意見への対応状況

総合評価

地域指定状況等

影響と対策

再評価実施状況

現在の対応状況

対応方針（案）

・世界農業遺産「大崎耕土」（鳴瀬川流域）

「生態系及び自然景観の保全と再生」をテーマに、在来種の植物が再生する川づくりを目指す。築堤勾配を2割とし、浸食防止のため張芝を行う。

再評価実施年度		平成 13 年度	
答申	答申	継続妥当	
	付帯意見	なし	
評価結果	評価結果	事業継続	
	付帯意見に対する対応方針	なし	

再評価実施年度		平成 18 年度	
答申	答申	継続妥当	
	条件	なし	
	別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし 3. 今後の公共事業再評価の実施に関する意見 ・再評価時点において事業調整中の部分についても、将来の費用及び効果の変化が見込まれるものについては、可能な限り評価に含めること。	
評価結果	評価結果	事業継続	
	対応方針	なし	
	別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし 3. 今後の公共事業再評価の実施に関する意見への対応方針 ・再評価時点において事業調整中の部分についても、将来の費用及び効果の変化が見込まれるものについては、可能な限り評価に含めるよう努める。	

・「今後 10 年間の整備方針及び事業計画」については、参考資料 3 に記載。

・前回再評価時からの事業進捗を分かりやすくするため、再評価調書に前回の進捗率を記載している。

事業継続

事業スケジュール表

多田川	H4	～	H13	～	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
調査・設計																								
用地・補償																								
本工事 (築堤・護岸)																								
その他 (橋梁・樋管)																								

多田川	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
調査・設計																								
用地・補償																								
本工事 (築堤・護岸)																								
その他 (橋梁・樋管)																								

多田川	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40
調査・設計									
用地・補償									
本工事 (築堤・護岸)									
その他 (橋梁・樋管)									

 前回(平成20年度)
 今回(令和8年度)

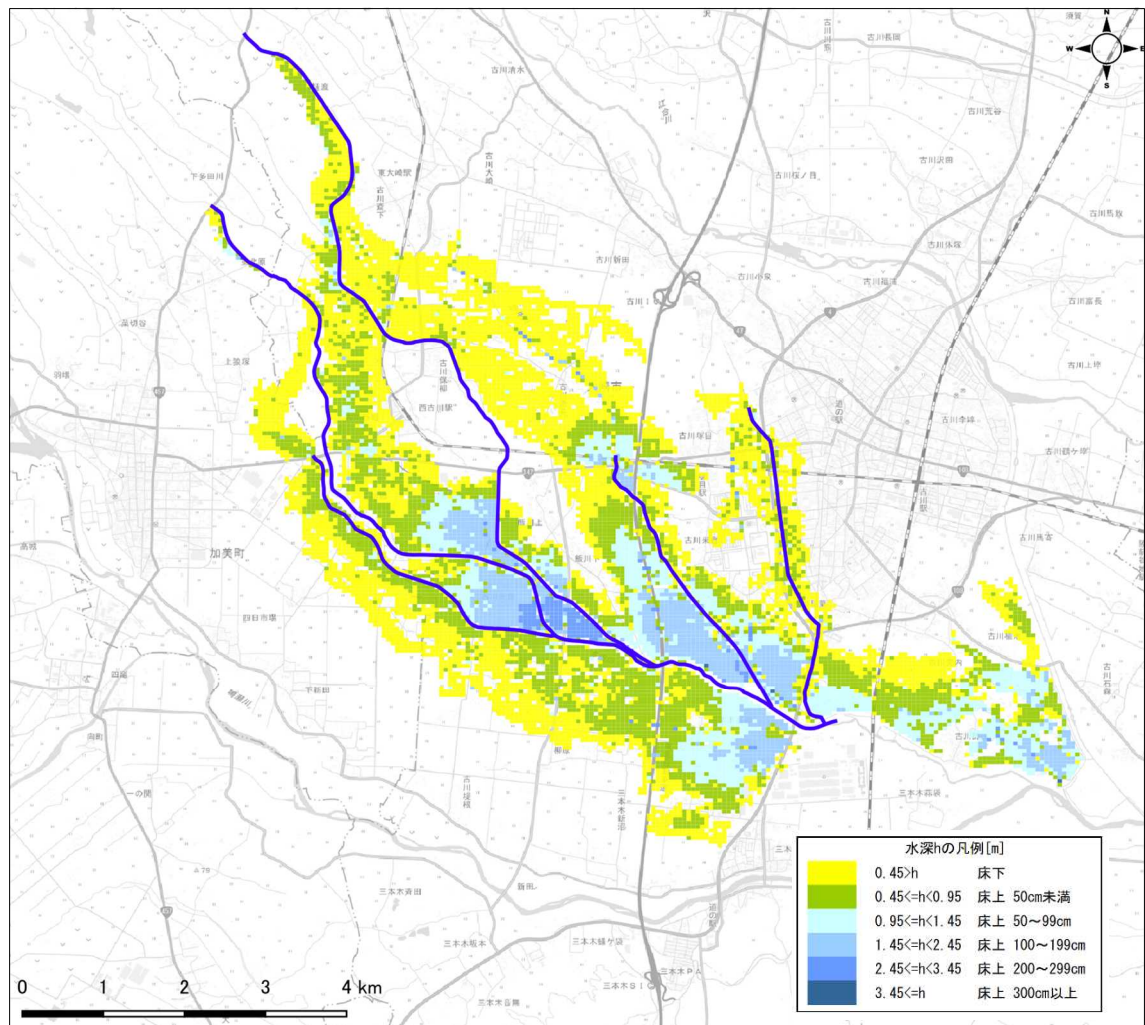
位

<位置図>



置

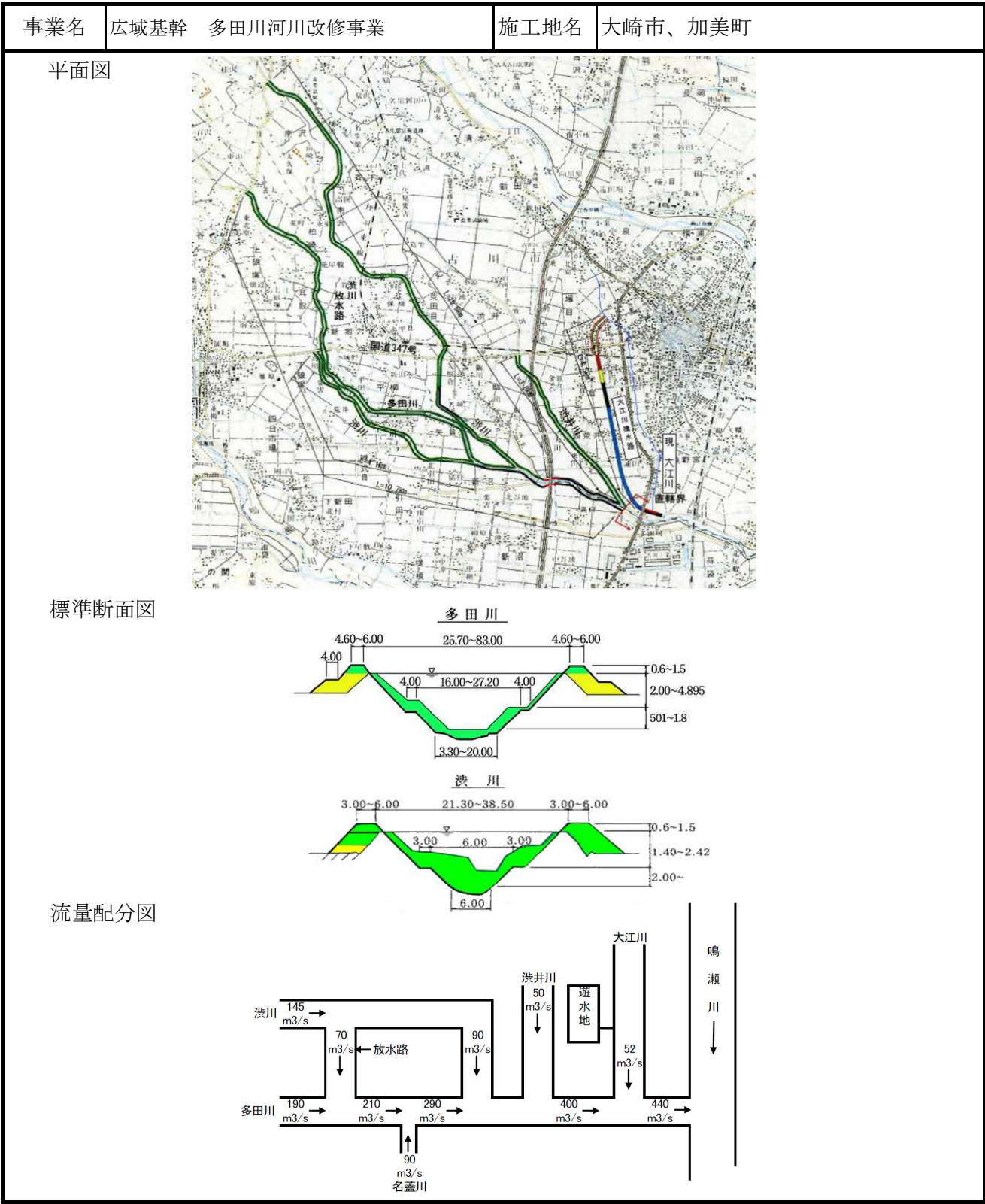
<氾濫区域図（確率年 1/50）>



図

(参考資料1)

事業概要図



(参考資料2)

事業施工状況等

事業名	広域基幹 多田川河川改修事業	施工地名	大崎市、加美町
施工状況			
			
大江川状況写真（１）		大江川状況写真（２）	
			
多田川状況写真		渋井川状況写真	
被災状況			
			
大江川浸水状況写真（１）		多田川浸水状況写真（２）	

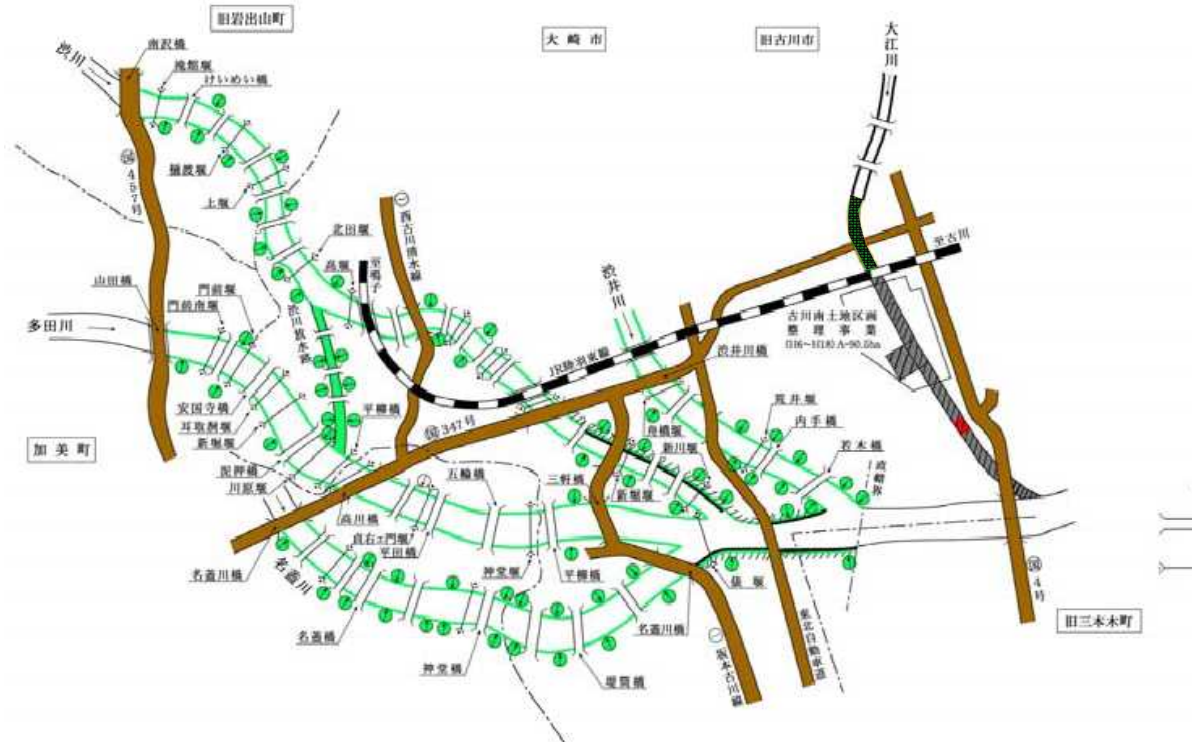
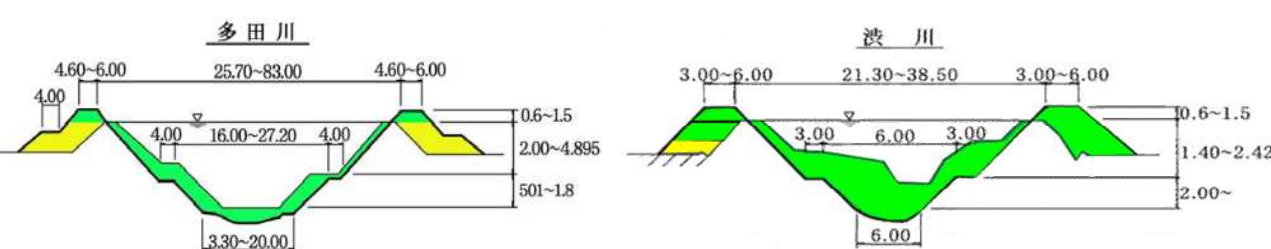
(参考資料2)

事業施工状況等

事業名	広域基幹 多田川河川改修事業	施工地名	大崎市、加美町
施工状況			
			
渋井川水門、排水機場航空写真			

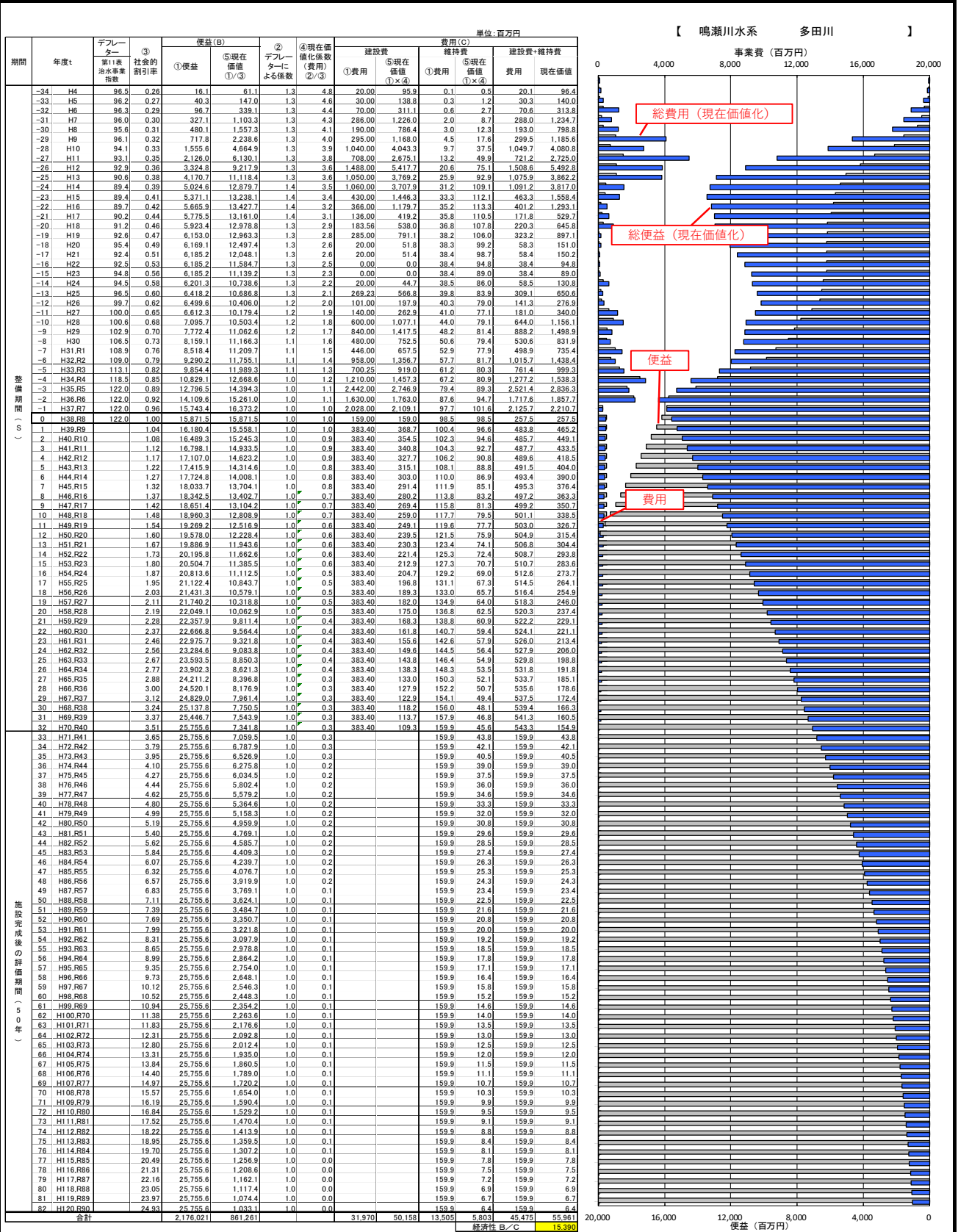
(参考資料3)

短期的事業計画調書

事業名	広域基幹 多田川河川改修事業	施工地名	大崎市、加美町
当面の整備方針及び事業計画			
・多田川河川改修事業のうち、多田川及び渋川の整備を重点的に進め、治水安全度を1/20程度まで向上させる。			
当面の整備区間を示した図面			
概略平面図			
			
標準断面図			
			

(参考資料4)

費用対効果分析算定結果



再 評 価 調 書

		調 書 作 成 年 月 日		令和 8 年 7 月 21 日		
		事 業 担 当 課		港 湾 課		
事 業 名	仙台塩釜港石巻港区 ひばりの 雲雀野地区 廃棄物海面処分場整備事業	補助・交付金・ 単独の別	補助	事業主体	宮 城 県	
施 行 地 名	宮城県石巻市雲雀野地内国際拠点港湾 仙台塩釜港(石巻港区) 【位置図後掲】			管理主体	宮 城 県	
根 拠 法 令	港湾法 第 43 条第 5 項					
事 業 の 概 要	事業目的					
	仙台塩釜港石巻港区は、原材料や燃料の輸入拠点として大型バルク貨物船に対応した港湾であり、広域基幹産業拠点港として重要な役割を担っている。 その中で、航路泊地（-13m）においては、東日本大震災後に津波堆積物を除去し、必要水深（-13m）を確保したが、その後の波浪や潮流の影響により、周辺の土砂（雲雀野防波堤付近の津波堆積物）が流入し水深が浅くなってきており、利用船舶の潮待ちや貨物量調整により経済的損失が発生するなど、航路泊地（-13m）の水深確保が喫緊の課題となっている。 このため、現在、国の事業により浚渫工事を実施しているが、令和 11 年には浚渫土砂の受入れ先が不足することから、新たな受入れ先の確保として廃棄物海面処分場整備事業を行うものである。					
	事業内容					
	事 業 着 手 時 (令 和 4 年 度)	護岸延長 L= 768 m 受入面積 A= 9.7ha 、受入土量 V= 106 万 m3				
	再 評 価 時 (令 和 8 年 度)	護岸延長 L= 768 m 受入面積 A= 9.7ha 、受入土量 V= 120 万 m3				
	【事業内容の変更状況とその要因】 ・事業着手後の詳細測量により、受入土量が増となったもの。					
	事業費					
	全体事業費		費用負担内訳			
		内用地費及び補償費	国 [33 %]	県 [67 %]	市町村 [- %]	その他 [- %]
	事 業 着 手 時 (令 和 4 年 度)	33.9 億円	- 億円	11.2 億円	22.7 億円	- 億円
	再 評 価 時 (令 和 8 年 度)	65.8 億円	- 億円	21.7 億円	44.1 億円	- 億円
	※事業費増加度(重点評価実施基準 指標 4) =(再評価時事業費-事業着手時事業費)/事業着手時事業費= 94.1%					
	【事業費の変更状況とその要因】 ●増額要因 ・労務単価、物価上昇に伴う増額 ・現場条件の変更に伴う増額（傾斜堤断面の変更、既設構造物撤去の追加） ・関係機関協議に伴う増額（使用材料の変更） ●減額要因 ・施工方法の変更に伴う減額（海上施工から一部陸上施工への変更）					

○事業費増減対照表

	事業着手時 (令和4年度)		再評価時 (令和8年度)		増減		変更の主な理由
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
本工事費		97.1% 32.9 億円		98.5% 64.8 億円		100.0% +31.9 億円	
本体工	L=768m	32.9 億円	L=768m	64.8 億円	—	+31.9 億円	・労務単価、物価上昇 [7.0 億円増] ・現場条件の変更 [17.2 億円増] ・関係機関協議 [8.5 億円増] ・施工方法の変更 [0.8 億円減]
測量及び試験費	一式	2.9% 1.0 億円	一式	1.5% 1.0 億円	—	0.0% 0.0 億円	
用地費及び補償費	—		—		—		
その他工事費等	—		—		—		
合計	一式	100% 33.9 億円	一式	100% 65.8 億円	一式	100% +31.9 億円	

事業の進捗状況	規則第24条第1号関係
---------	-------------

○事業期間

事業着手時 (令和4年度)		再評価時 (令和8年度)	
事業採択年度	R.4年度	事業採択年度	R.4年度
用地買収着手年度	－年度	用地買収着手年度	－年度
工事着手年度	R.5年度	工事着手年度	R.5年度
計画変更実施年度	－年度	計画変更実施年度	R.8年度
完成予定年度	R.9年度	完成予定年度	R.19年度

※事業停滯年数(重点評価実施基準 指標 1)=0 年

※事業工期延伸度(重点評価実施基準 指標 3)

$$= (\text{變更後予定事業期間}) / (\text{当初予定事業期間}) = 16 / 6 = 2.67$$

○進捗率

令和7年度までの	※(): 前回再評価時
事業費	進捗率
(ー)	(ー)
12.92 億円	19.6%

※事業工程乖離度(重点評価実施基準 指標 2)

$$= (\text{累加投資事業費} / \text{現全体事業費}) - (\text{累加年單純割額} / \text{現全体事業費})$$

$$= (12.92 \text{ 億円} / 65.8 \text{ 億円}) - ((65.8 \text{ 億円} / 16 \text{ 年}) \times 4 \text{ 年} / 65.8 \text{ 億円})$$

$$= (19.6\%) - (25.0\%) = \blacktriangle 5.4\%$$

	【事業の進捗状況(順調でない場合にはその要因)】 - 令和4年度より詳細設計を実施し、令和5年度からは航路泊地(-13m)の浚渫土の受入を早期に行うため、A1地区の工事に着手した。 - 令和7年度には地盤改良工が完了し、現在は傾斜堤の本体捨石工を実施している。 - A1地区で浚渫土の受入れが可能となる令和11年度までは、直轄事業である航路泊地浚渫(-13m)の浚渫土をE地区に仮置きしている。	
	【今後の進捗の見込み(事業スケジュール表後掲)】 - A1地区について、浚渫土の早期受入れを目指して整備を進める。 - 令和19年度事業完了を目標に工事を進めていく。	
	施設管理の予定・管理状況	整備後の廃棄物埋立護岸は宮城県が管理する。
事業の必要性	上位計画等	宮城県土木・建築行政推進計画(2021～2030)【宮城県土木部】(令和7年3月改定) 仙台塩釜港港湾計画(平成25年改訂)
	事業を巡る社会経済情勢等	規則第24条2号関係
	○社会経済情勢 ①浚渫土砂受入機能確保の要請 - 東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港の「石巻港区」は、港湾背後の臨海部に紙・パルプ関連、木材・合板関連、飼料関連産業などが集積する等、原材料の輸入拠点としての役割を担っており、令和7年の取扱貨物量(速報値)は335万トンで、コロナ禍前(令和元年392万トン)には回復していなものの、2年連続の増加している。 - また、石巻ひばり野バイオマス発電所の運用開始(R6.3)による入港船舶の増加もあり、航路泊地の混雑が発生している。 - 一方、雲雀野地区の航路泊地(-13m)においては、津波堆積物の流入により航路泊地の埋没が進み、利用船舶の潮待ち等による入港が増えるなど、非効率な輸送を余儀なくされている状況。 - このため、立地企業からは航路泊地の浚渫が求められているが、これまで浚渫土砂を受入れてきた雲雀野E地区は、令和11年度に浚渫土砂による埋立が概成見込みであり、以降の浚渫土砂の受入れが困難となることから、新たな浚渫土砂の受入先として「廃棄物埋立護岸」が必要である。 ②大規模災害発生時への対応 - 近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、発災時の迅速な復旧・復興の観点からも、大規模災害時に発生する災害廃棄物等の受入れ先として「廃棄物埋立護岸」は重要である。 ○地元情勢、地元の意見 - 石巻港整備促進期成同盟会(会長 石巻市長)から、令和4年度以降継続して浚渫事業及び廃棄物埋立護岸の整備促進について要望されている。 - 宮城県商工会議所連合会から、令和4年度以降継続して浚渫事業の整備促進について要望されている。	

事業の有効性	事業効果	
	○効果の発現状況	・事業中のため、効果の発現には至っていない。
	○想定される事業効果	
	①浚渫事業の促進	・航路泊地（-13m）の浚渫土の受入れにより、浚渫事業が促進される。 ・また、航路泊地の適正な水深確保により、潮位に関わらず入出港が可能となり、船舶の待機時間（潮待ち）が削減されるほか、過少積載が解消され、船舶の能力に応じた積載が可能となる等、港湾物流の効率化・安定化が図られる。
	②排出ガスの減少	・浚渫土砂の陸上輸送距離の短縮に伴い、CO2 排出量が 202.1t/年、Nox [*] 排出量が 2.8t/年、それぞれ減少される。 ※Nox：窒素酸化物の総称
事業の有効性	③沿道騒音の軽減	・浚渫土砂の陸上輸送距離の短縮に伴い、沿道地域の交通騒音問題（生活環境及び健康への悪影響）が軽減される。
	④新たな土地の造成	・A1 地区は、港湾関連用地として造成され、紙産業や飼料関連産業等の産業振興が図られる。 ・A2 地区は、緑地として造成され、防災機能を有するシンボル緑地として活用される。
	※期待される整備効果	
	⑤管内他公共事業で発生する残土の受入れ機能	・道路改良や河道掘削などに伴い発生する建設発生土の処分先としての利用も可能。
	⑥災害廃棄物等の受入施設確保	・大規模災害時における災害廃棄物が発生した際における受入施設としても活用が可能。 （東日本大震災の際には、雲雀野地区-12m岸壁背後に 80 万 m ³ の受入実績あり）
事業の有効性	関連事業の概要・進捗状況等	
		・航路泊地（-13m）（V=56 万 m ³ ）における浚渫を国で実施中。（R7 年度末まで 6.3 万 m ³ 完了） ・B 地区の前面に耐震強化岸壁（-12m）を整備中。
	代替案との比較検討	規則第 24 条第 3 号関係
		・当該事業を実施しない場合、廃棄物処理場までの輸送が必要となるほか、廃棄物処理費用が発生するため、これらの観点から経済的に有利である。 ・また、陸上輸送における CO2 及び NOx 排出量の削減が期待でき、環境面の観点からも有利である。 ・加えて、浚渫土砂の埋立により 9.7ha（A1 地区：3.5ha、A2 地区：6.2ha）もの新たな用地の確保が可能。 以上のことから、石巻港区の廃棄物埋立護岸において処分することが最も有利であり、代替案はない。
	コスト縮減計画	規則第 24 条第 4 号関係
事業の有効性		・施工方法について、海上施工と陸上施工を併用することで、コスト縮減を図っている。

事業の効率性

費用対効果

規則第 24 条第 5 号関係

根拠マニュアル： 港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル
(令和 6 年 6 月国土交通省港湾局)

社会的割引率:4%

便益算定期間： 31 年間 (令和 4～34 年)

(単位：億円)

区分		事業着手時 基準年 (令和 2 年度)	再評価時 基準年 (令和 8 年度)	
		全体	全体	残事業
費用項目	総費用	30.7	59.8	47.7
	建設費	30.7	59.8	47.7
	維持管理費	0.0	0.0	0.0
	現在価値(C)	26.2	51.9	38.8
便益項目	総便益	375.6	436.2	436.2
	輸送コスト削減便益	364.2	424.8	424.8
	残存価値	11.4	11.4	11.4
	現在価値(B)	243.9	264.9	264.9
費用便益比(B/C)		9.3	5.1	6.8

※事業着手時基準年が R2 年度であるのは、事業採択要件として、R3 年度に国の新規事業採択事評価を受ける必要があったため、R2 年度を基準年として費用便益比(B/C)を算出している。

【便益の概要、主な算出根拠】

事業の費用 (C)

- 事業費、維持管理費はデフレーターによる補正及び社会的割引率 4%を用いて現在価値化し、費用を算定する。
- 維持管理費は 15.0 万円/年 (近傍類似施設) とし、評価対象期間内での維持管理費を対象としている。

事業の便益 (B)

- 航路泊地の浚渫土砂について、陸上輸送で廃棄物処理施設まで運搬して処分する場合 (without) と廃棄物埋立護岸を整備し土砂の受入を行う場合 (with) の費用の差を便益として算定する。

【without の設定】

【発生する費用項目】

- ・浚渫箇所から陸上ヤードまでの船舶による海上輸送
- ・陸上ヤードから最終処分場までのトラックによる陸上輸送
- ・最終処分場における処分費

【with の設定】

【発生する費用項目】

- ・浚渫箇所から廃棄物埋立護岸まで

それぞれの費用の差

総費用 457 億円

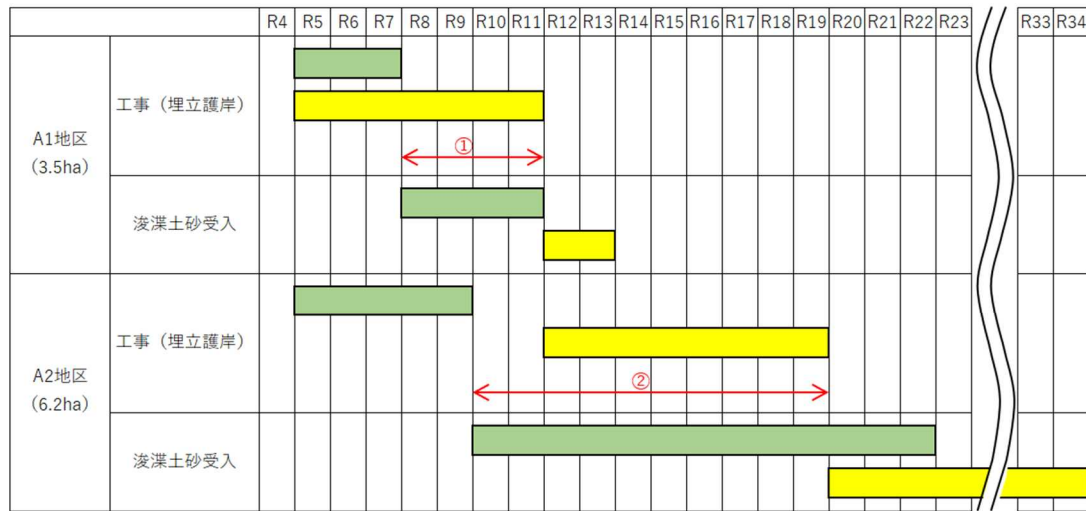
← 便益:425 億円 →

総費用 32 億円

・残存価値は、浚渫土を受け入れることにより創出された新たな土地を便益として算定する。直近の売却価格 (11,800 円/m²) で算定

環境への影響と対策	(参考) 現在価値化 : 費用便益分析では、便益や費用を現在価値として統一的に評価するために、将来または過去における金銭の価値を現在の価値に換算する必要がある。 社会的割引率: 費用便益分析において、将来の便益や費用を現在の価値として統一的に評価(現在価値化)する際に割り引くための比率である。国土交通省所管公共事業の費用便益分析で適用される社会的割引率は全て4%とされている。 デフレーター: 名目価格から実質価格を算出するために用いられる価格指数。 【事業着手時(前回再評価時)との違いの要因】 ①費用について ・近年の公共工事関連単価の上昇や現場条件の変更により事業費が大きく増加。 ②便益について 便益算定にあたり以下が変更となっている。 ・受入土量が106万m³から120万m³ ・浚渫土の処分費算定にあたり、想定していた処分場の変更 ・デフレーターの改定	
	地域指定状況等	・なし
	影響と対策	・海上工事の施工に当たっては、漁業協同組合と調整を行い、海面養殖に影響のない時期(5月～9月)に施工を実施している。
総合評価	対応方針(案)	事業継続

〈 事業工程表 〉



事業期間延伸理由

- ① A1 地区：R5～R7（3 年）→R5～R11（7 年） ※4 年延伸
- ・事業着手時は 1 年間通して施工する計画としていた。
 - ・事業着手後、漁業協同組合との協議により、水質汚濁を伴う工事は、漁業活動の時期（海苔や牡蠣の養殖等）を除き、5 月から 9 月の 5 か月間とするよう要望があったことから、施工可能期間が短縮されたため、工事期間が 4 年延伸となった。
- ② A2 地区：R5～R9（5 年）→R12～R19（8 年） ※10 年延伸
- ・事業着手時は、施工開始時期については A1 地区と同時に施工開始する計画とし、工事期間については 1 年間通して施工する計画としていた。
 - ・事業着手後、施工開始時期については、作業船（地盤改良船や台船）の確保や施工時の作業船等の錯綜を考慮し、A1 工区完了の翌年度の令和 12 年（7 年延伸）とし、さらに、漁業協同組合との協議により、水質汚濁を伴う工事は、漁業活動の時期（海苔や牡蠣の養殖等）を除き、5 月から 9 月の 5 か月間とするよう要望があったことから、施工可能期間が短縮されたため、工事期間が 3 年延伸となった。

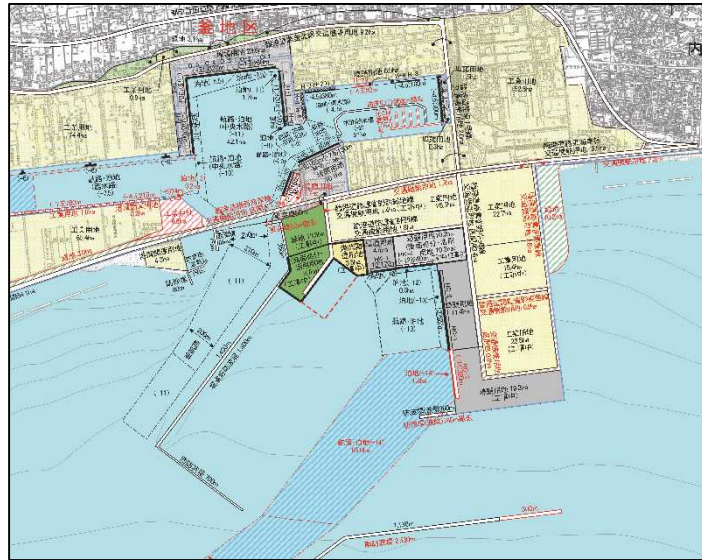
以上の理由により、事業完了時期は令和 9 年度から 10 年延伸し、令和 19 年度となるもの。

●位置図と整備区域

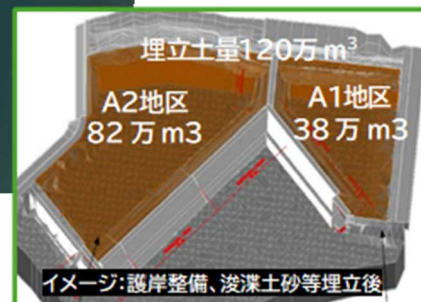
〈位置図〉



〈石巻港区 港湾区域図〉



〈事業位置図〉

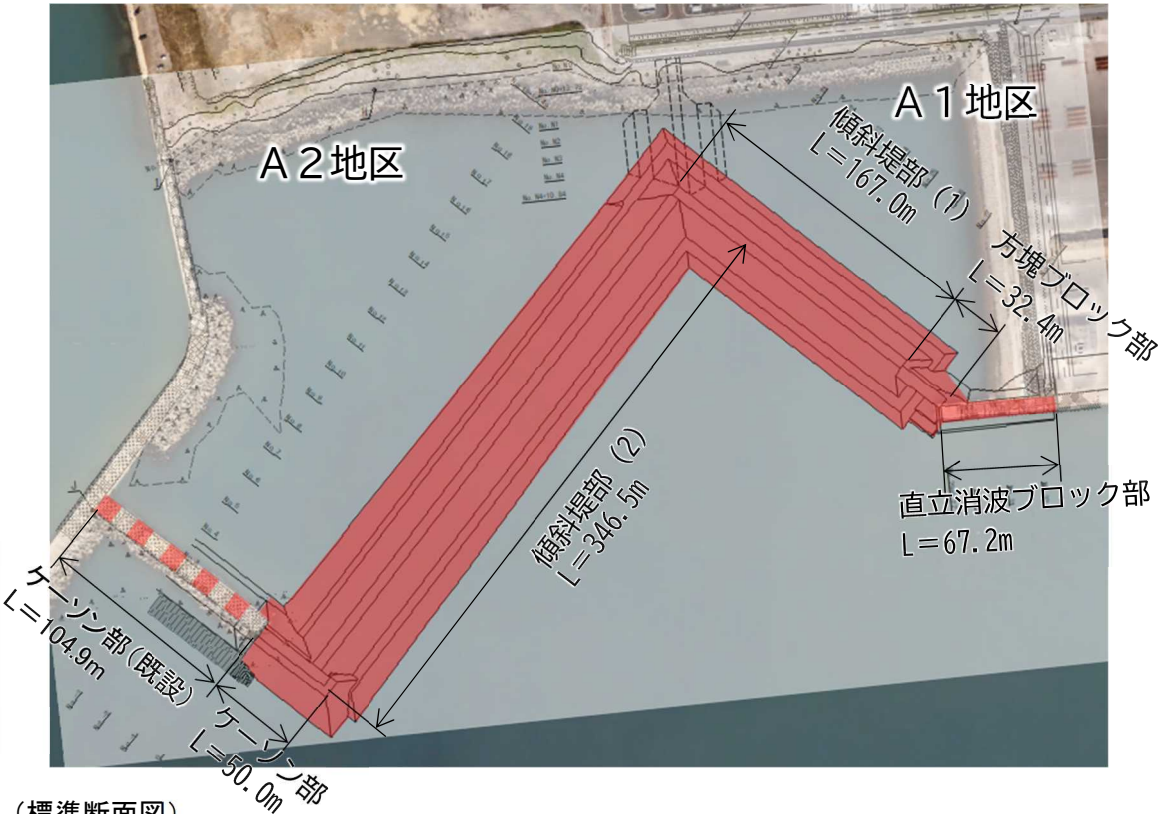


(参考資料 1)

事業概要図

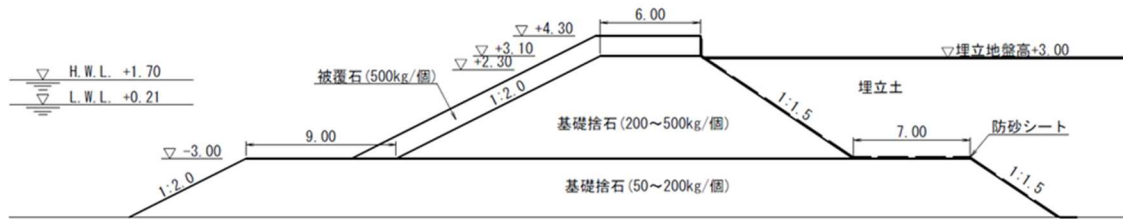
事業名	仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区 廃棄物海面処分場整備事業	施工地名	宮城県石巻市雲雀野地内 国際拠点港湾 仙台塩釜港(石巻港区)
-----	--------------------------------	------	-----------------------------------

(平面図)

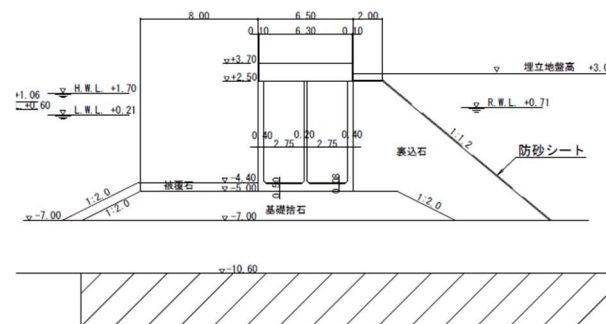


(標準断面図)

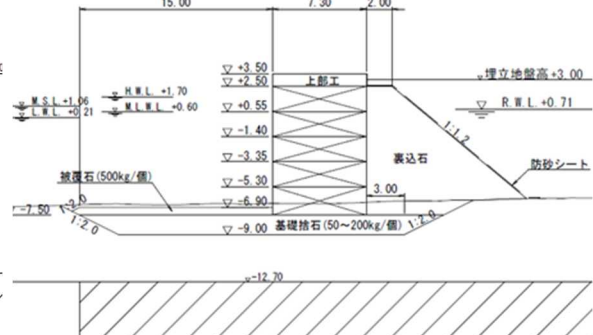
・ 傾斜堤



・ ケーソン部



・ 方塊ブロック部



(参考資料2)

事業施行状況等

事業名	仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区 廃棄物海面処分場整備事業	施工地名	宮城県石巻市雲雀野地内 国際拠点港湾 仙台塩釜港(石巻港区)
-----	--------------------------------	------	-----------------------------------

(平面図)



・捨石投入状況



